欧州委員会、「欧州メディア自由法」(規則案)を採択

1. 概要と経緯

(1) 概要

2022 年 9 月、欧州委員会は、EU におけるメディアの多元性と独立性を守るための新しいルールである「欧州メディア自由法」(European Media Freedom Act) (案)を採択した。提案された規則 (Regulation)には、特に、編集上の決定に対する政治的な干渉や監視からの保護が含まれる。そのことから、公共サービス・メディアの独立性と安定した財源、メディアのオーナーシップと政府の広告割り当てに関する透明性にも焦点が当てられている。また編集者の独立性を保護し、利益相反を開示するための措置も盛り込んでいる。さらに、同案はメディアの集中の問題に対処し、各国のメディア規制機関で構成される新しい独立した「欧州メディア・サービス機関」(European Board for Media Service)の創設も謳っている。そして欧州委員会は編集の独立性に関する内部的なセーフガードを奨励するための補完的な勧告(Recommendation)も採択した。

価値・透明性担当の副委員長 Věra Jourová は、「過去数年間、我々は様々な形のメディアに対する 圧力を目撃してきた。今や行動する時である。我々は明確な原則を確立しなければならない。すなわ ち、いかなる ジャーナリストも、業務においてスパイされてはならない。いかなる公共メディアもプロパガ ンダのチャンネルになってはならない。EU におけるメディアの自由と多元性を守るための共通のセーフ ガード、それが今回初めて我々が提案したものである」と述べる。

また域内市場委員 Thierry Breton は、「EU は世界最大の民主的な単一市場である。メディア企業は重要な役割を果たしているものの、収入の減少、メディアの自由と多元主義に対する脅威、巨大なオンライン・プラットフォームの出現、そして加盟国の異なった国内ルールの寄せ集めという問題に直面している。今回の「欧州メディア自由法」は、意見の多元性を保証し、また民間であれ公共であれ、我々のメディアが干渉を受けることなく運営できるようにするための、EUレベルにおける共通のセーフガードを提供する。そして新しい欧州の規制機関は、これらの新しいメディアの自由のルールに関する効果的な適用を促進し、多元性を阻むことがないようにメディアの集中を監視する」と付け加えている。

(2) 経緯

独立性を持つメディアの存在は、公衆にとっての番犬(watchdog)であり、民主主義の重要な柱であり、 経済の重要かつダイナミックな分野である。それは公共空間(public sphere)を構築し、公衆の意見を形成し、権限を持つ者に説明責任を問うものである。グローバルに俯瞰すれば、欧州連合は自由で独立 したメディアの拠点となっている。

他方、EU は憂慮すべき状況に直面している。欧州委員会は、「法の支配に関する報告書」(Rule of Law Report) そして「メディアの多元性モニター」 (Media Pluralism Monitor) のような他のツールを通じて、そうした動向をつぶさに観察してきた。前の「法の支配に関する報告書」で確認した課題は、ジャーナリストの安全に関する勧告や、公衆の参加に対する濫用的訴訟(SLAPP) に対処する措置を含むいくつかの EU イニシアチブをもたらした。

欧州メディア自由法は、フォン・デア・ライエン委員長の「2021 年欧州連合現状報告」(2021 State of the Union Address)によって発表された。これは欧州委員会の「法の支配に関する報告書」と、EU 全体での視聴覚メディアに関する国内法の調整を規定した「改正視聴覚メディア・サービス指令」を基礎にしている。また欧州メディア自由法は、「デジタル・サービス法」(DSA)と「デジタル市場法」(DMA)、さらに新しい「偽情報に関する行動規範」にも基づいている。欧州メディア自由法は、「欧州デモクラシー・アクション・プラン」(European Democracy Action Plan)の下で示されたように、民主的な参加を促進し、偽情報に対処し、メディアの自由と多元主義を支える EU の取り組みの一部である。

この提案は、最近採択された「ジャーナリストの保護、安全、強化に関する勧告」(Recommendation on the protection, safety and empowerment)、および「濫用的訴訟に対するジャーナリストと権利主張者の保護に関する指令」(反スラップ・パッケージ)を補完する。欧州メディア自由法は、メディア及び視聴覚のアクション・プラン」(Media and Audiovisual Action Plan)および改正著作権ルールの下で採択されたメディア分野の存続可能性、レジリエンスおよびデジタル化に関連するイニシアチブとも連携して機能する。この提案は、公開協議を含め、利害関係者との広範な意見交換に基づいている。

2. 主な規定事項:政治的干渉の排除、スパイ行為の禁止、安定した財源

「欧州メディア自由法」は、一公共であれ民間であれーメディア企業が、メディア空間のデジタル化を 考慮して不当な圧力を受けずに、EU域内市場で国境を越えて一層容易に活動できることを保証する。 その重点は、以下である。

- **編集における独立性の保護**:規則は、加盟国に対し、メディア・サービス提供者の実質的な編集の自由を尊重し、ジャーナリズムの情報源保護を改善するように求める。加えて、メディア・サービス提供者は、そのような情報を公開して所有関係の透明性を改善し、編集上の決定個々の独立性を保証する措置を保証しなければならない。
- **メディアに対するスパイウェア使用の禁止**:欧州メディア自由法には、メディア、ジャーナリストおよびその家族に対するスパイウェア使用から防護する強力な保護措置が含まれる。

- 独立した公共サービス・メディア:公共サービス・メディアの場合、編集の独立性を確保するために提供される財源が十分にまた安定していなければならない。公共サービス・メディアの長とガバナンス委員会は、透明的でオープンで差別のない方法により任命されなければならない。公共メディアの提供者は、その公共的な使命に従って、不偏的な方法で情報と意見の多元性を提供しなければならない。
- メディアの多元性テスト: 欧州メディア自由法は、加盟国に対し、メディア市場の集中がメディアの多元性と編集の独立性に与える影響を評価するように求める。またメディアに影響を与える可能性のある加盟国が講じた法律、規制あるいは行政上の措置は、適切に根拠付けされかつ比例的であることも求める。
- 透明的な政府広告:欧州メディア自由法は、政府の広告をメディアに割り当てるための新しい要件を定め、それによって割り当てが透明的で非差別的なものとする。欧州メディア自由法は、特に、オンラインにおけるのメディア広告収入に影響を与える視聴計測システムの透明性と客観性も強化する。
- オンラインのメディア・コンテンツ保護: デジタル・サービス法(Digital Services Act) に基づいて構築された欧州メディア自由法には、専門的な基準に従って作成されたメディア・コンテンツの不当な排除に対するセーフガードが含まれる。 偽情報 (disinformation) のようなシステミックなリスクを伴わない場合、プラットフォームのポリシーに反すると見なされる特定の合法的なメディア・コンテンツを排除しようとする巨大オンラインプラットフォームは、そうした排除を行う前に、その理由をメディア・サービス提供者に通知しなければならないようにする。メディア・サービス提供者が提出する苦情は、それらプラットフォームによって優先的に処理されなければならないとする。
- メディア・サービスをカスタマイズするための新しいユーザーの権利:欧州メディア自由法は、ユーザーがデフォルト設定を変更して自分の嗜好を反映できるように、コネクテド TV などのデバイスやインターフェイスでメディア・サービスをカスタマイズするユーザーの権利を導入する。

これらの提案には、編集の独立性とオーナーシップの透明性の改善を目指した、業界から収集の多数の自発的なベスト・プラクティスを示した勧告(Recommendation)が伴う。その勧告は、例えば、ジャーナリストが報道機関の機能に関する重要な決定に参加し、ニュース・コンテンツ制作の長期的な安定性を確保する戦略に関わることを可能とするなど、編集コンテンツの独立的な制作条件を検討するメディア企業に対して自発的措置のツールボックスとなる。

3. メディアの自由のための欧州規制機関

欧州委員会は、加盟国の国内メディア担当機関で構成される新しい独立した欧州メディア・サービス機関(European Board for Media Services)の設置を提案している。この機関は、特に、欧州委員会によるメディア規制事項に関するガイドライン作成を支援し、EU メディア法制の効果的かつ一貫した適用を推進する。またメディア市場とその市場集中に影響を与える国内措置と決定について意見を出すことも可能とする。

また欧州メディア・サービス機関は、域外のメディアが EU で適用される規則を回避しないように、公 共の安全にリスクをもたらす域外メディアに対しての加盟国国内の規制措置との調整を図る。さらに同 機関は、巨大オンライン・プラットフォームとメディア分野の間の体系化された対話を組織し、多様なメデ ィア・サービスへのアクセスを促進し、また偽情報に関する EU 行動規範(EU Code of Practice on Disinformation)のような自主規制イニシアチブに関するそれらプラットフォームの遵守をモニターする。

4. 今後の取り組み

この後、欧州議会と加盟国は、通常の立法手続きの下に、欧州委員会の規則案について議論することになっている。規則案が採択されたならば、この規則は欧州連合全体で直接適用されることになる一加盟国における国内法移植を必ずしも必要としないー。欧州委員会は、付属の勧告と関連させて、特に、欧州ニュース・メディア・フォーラム(European News Media Forum)の一部において、メディア企業による自発的慣行に関する議論を進めることにしている。

参照: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip 22 5504